

令和元年度
千代田区公契約条例に係る
アンケート調査
＜報告書＞

令和2年3月
千代田区

I 調査の概要

1. 調査目的	1
2. 調査設計	1
3. 調査項目	1
4. 回収結果	1

II 調査の結果

1. 従事者等への公契約条例の周知方法	2
2. 周知カードによる周知方法の事務負担	3
3. 公契約条例に関する相談や問い合わせの有無	3
4. 公契約条例適用による事務負担	4
5. 事務負担軽減のための方法	5
6. 賃金を上げた従事者の有無	6
7. 賃金を上げた従事者の割合	6
8. 従事者の労働意欲向上への効果	7
9. 従事者の生活安定への結び付き	7
10. 下請負者の従事者の社会保険加入の確認方法	8
11. 一人親方となっている従事者の社会保険加入の必要の有無の確認方法	9
12. 適用案件に従事する従事者の人数・構成	10
13. 千代田区公契約条例に関する意見・要望	11
14. 賃金実態	
(1) 工事請負契約 平成28年度契約分	12
(2) 工事請負契約 平成29年度契約分	13
(3) 工事請負契約 平成30年度契約分	14
(4) 工事請負契約 令和元年度契約分	15
(5) 業務委託契約	16
(6) 指定管理協定	16
15. 業務従事者の国籍	17

III 使用した調査票

1. 工事請負契約	18
2. 業務委託契約	22
3. 指定管理協定	25

I 調査の概要

1. 調査目的

平成26年10月に施行した千代田区公契約条例の対象従事者の賃金実態及び労働環境の変化などを把握し、今後の条例の対象範囲、賃金下限額の設定及び条例の周知方法などを検討するための基礎資料とする。

2. 調査設計

- (1) 調査対象 工事請負契約の受注者13者
業務委託契約の受注者36者
指定管理協定の受託者6者 合計55者
- (2) 調査方法 郵送配布・郵送回収法
- (3) 調査期間 令和元年12月20日～令和2年1月20日

3. 調査項目

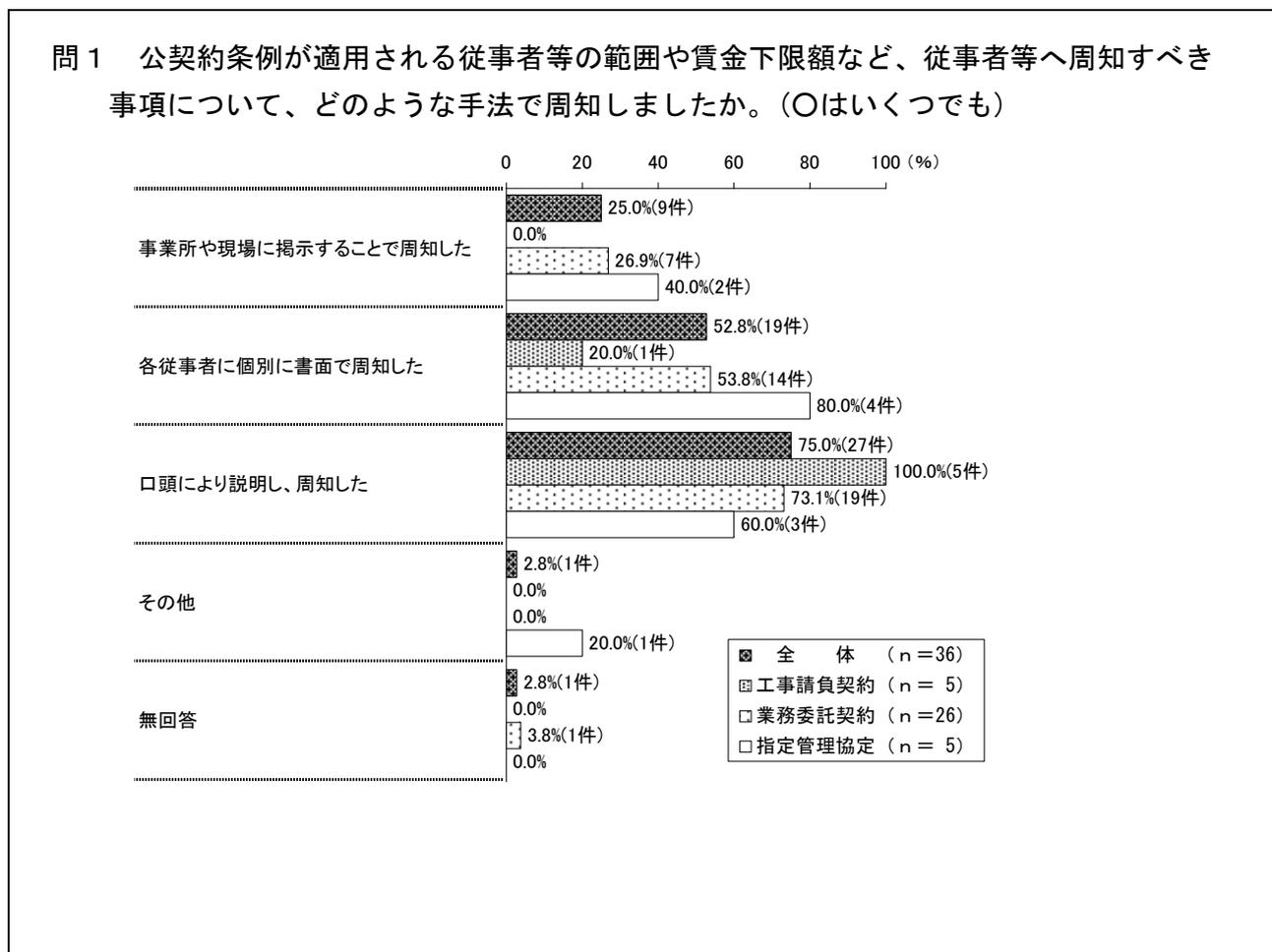
- (1) 従事者等への公契約条例の周知方法（問1）
- (2) 周知カードによる周知方法の事務負担（問2）
- (3) 公契約条例に関する相談や問い合わせの有無（問3）
- (4) 公契約条例適用による事務負担（問4）
- (5) 事務負担軽減のための方法（問5）
- (6) 賃金を上げた従事者の有無（問6）
- (7) 賃金を上げた従事者の割合（問6-1）
- (8) 従事者の労働意欲向上への効果（問7）
- (9) 従事者の生活安定への結び付き（問8）
- (10) 下請負者の従事者の社会保険加入の確認方法（問9）
- (11) 一人親方となっている従事者の社会保険加入の必要の有無の確認方法
（工事請負契約：問10）
- (12) 適用案件に従事する従事者の人数・構成（業務委託契約及び指定管理協定：問10）
- (13) 千代田区公契約条例に関しての意見・要望（問11）
- (14) 賃金実態（工事請負契約、業務委託契約及び指定管理協定）
- (15) 業務従事者の国籍（工事請負契約、業務委託契約及び指定管理協定）

4. 回収結果

	標本数	有効回収数	有効回収率
全体	55	36	65.5%
工事請負契約の受注者	13	5	38.5%
業務委託契約の受注者	36	26	72.2%
指定管理協定の受託者	6	5	83.3%

II 調査の結果

1. 従事者等への公契約条例の周知方法（問1）

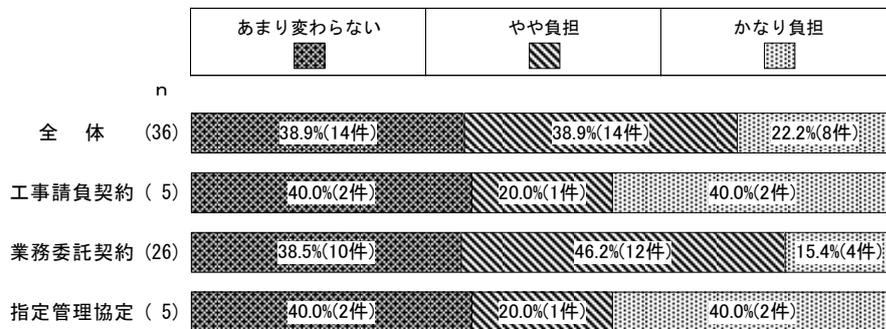


従事者等への公契約条例の周知方法を〈全体〉でみると、「口頭により説明し、周知した」が75.0%（27件）で最も高く、次いで「各従事者に個別に書面で周知した」が52.8%（19件）、「事業所や現場に掲示することで周知した」が25.0%（9件）の順となっている。

また、「その他」への回答として、〈指定管理協定〉では「上記いずれかの方法でコンソーシアム各社が対応」があげられている。

2. 周知カードによる周知方法の事務負担（問2）

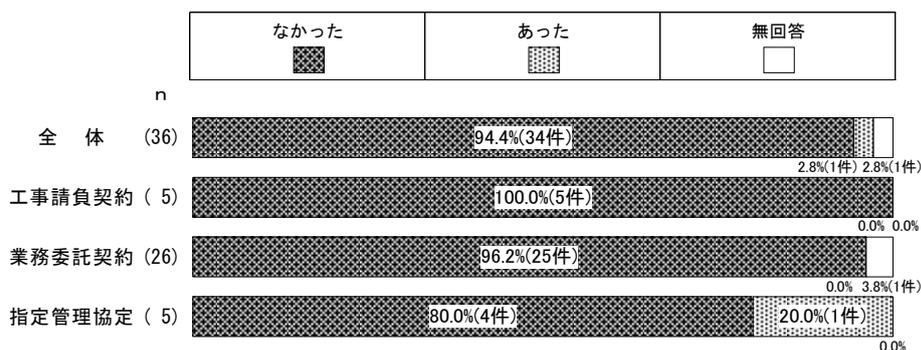
問2 公契約条例の周知にあたって周知カード（別紙見本・区が作成して受注者へ送付。従事者受領時、別紙確認書への署名）による周知方法を導入していますが、これはポスターやチラシに比べて事務の負担はどの程度ですか。（○は1つ）



周知カードによる周知方法の事務負担を〈全体〉で見ると、「あまり変わらない」と「やや負担」がともに38.9%（14件）で最も高く、次いで「かなり負担」が22.2%（8件）の順となっている。

3. 公契約条例に関する相談や問い合わせの有無（問3）

問3 従事者等から、公契約条例に関すること（賃金・従事者の範囲等）で相談や問い合わせを受けたことがありますか。（○は1つ）



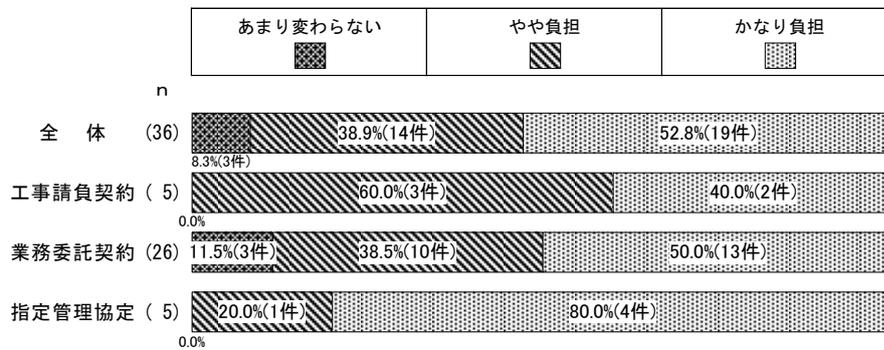
公契約条例に関する相談や問い合わせの有無を〈全体〉で見ると、「なかった」が94.4%（34件）、「あった」が2.8%（1件）となっている。

また、「あった」と答えた方の具体的内容として、〈指定管理協定〉では「契約締結時の賃金下限額が適用される事について」があげられている。

4. 公契約条例適用による事務負担（問4）

問4 公契約条例が適用され、労務台帳等の作成などの事務は負担になっていますか。

（○は1つ）

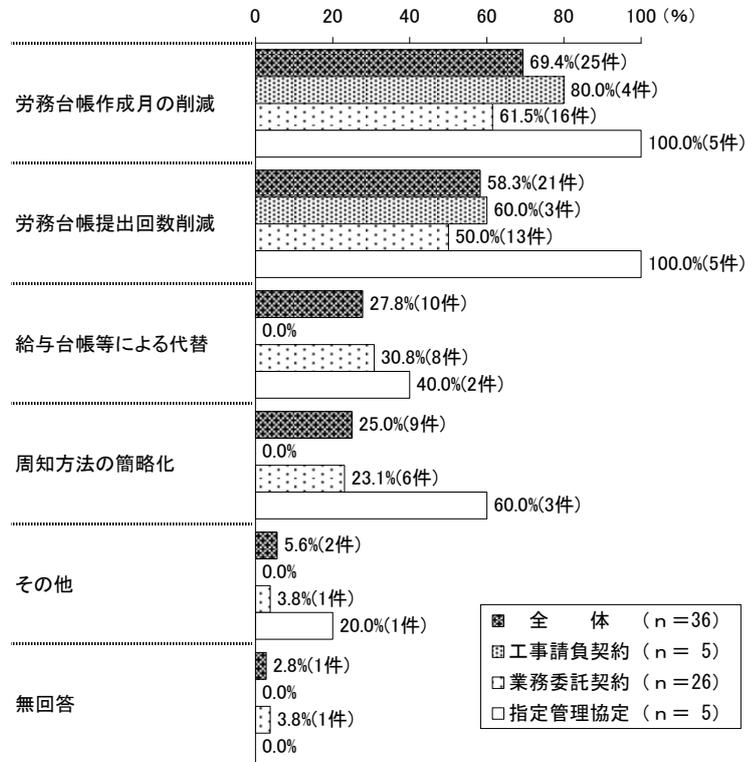


公契約条例適用による事務負担を〈全体〉で見ると、「かなり負担」が52.8%（19件）で最も高く、次いで「やや負担」が38.9%（14件）、「あまり変わらない」が8.3%（3件）の順となっている。

5. 事務負担軽減のための方法（問5）

問5 令和2年度から労務台帳の全員分の作成を毎月から四半期毎に軽減する予定ですが、それに加えて、さらなる事務負担の軽減のためにどのような方法が適当ですか。

（〇はいくつでも）

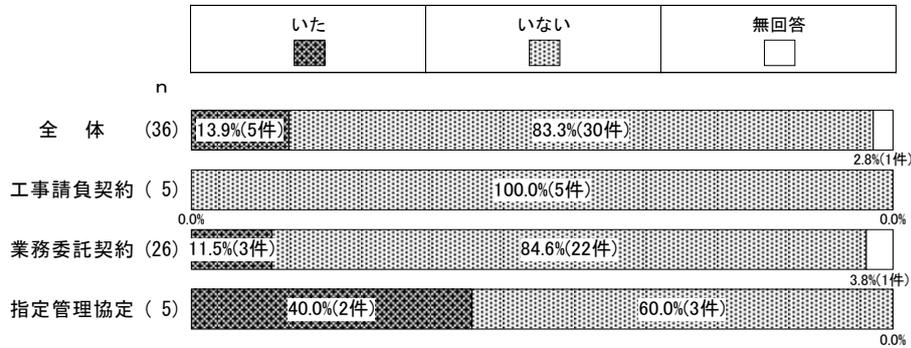


事務負担軽減のための方法を〈全体〉で見ると、「労務台帳作成月の削減」が69.4%（25件）で最も高く、次いで「労務台帳提出回数削減」が58.3%（21件）、「給与台帳等による代替」が27.8%（10件）、「周知方法の簡略化」が25.0%（9件）の順となっている。

また、「その他」への回答として、〈指定管理協定〉では「保険関連書類の提出削減」があげられている。（〈業務委託契約〉は具体的記述なし）

6. 賃金を上げた従事者の有無（問6）

問6 公契約条例の適用を受け、賃金下限額を下回らないように賃金を上げた従事者はいましたか。（○は1つ）

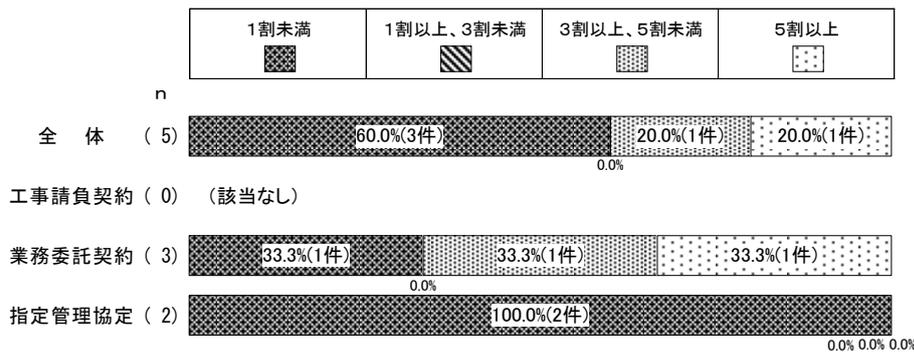


賃金を上げた従事者の有無を〈全体〉で見ると、「いた」が13.9%（5件）、「いない」が83.3%（30件）となっている。

7. 賃金を上げた従事者の割合（問6-1）

（賃金を上げた従事者が「いた」とお答えの方に）

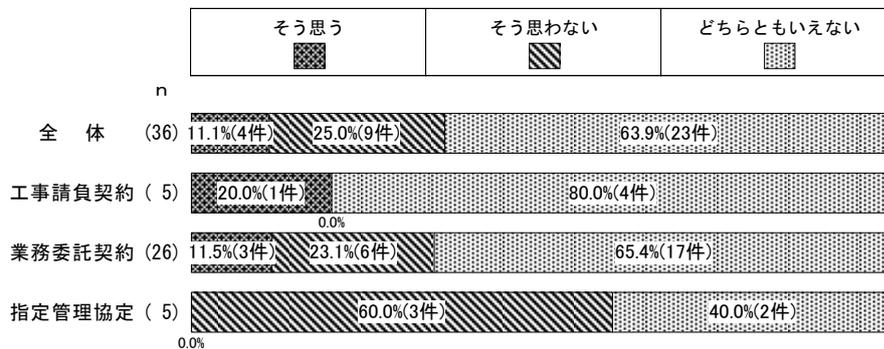
問6-1 賃金を上げた従事者がいた場合、全体の従事者の何割に相当しますか。（○は1つ）



賃金を上げた従事者が「いた」と答えた方（業務委託契約：3件、指定管理協定：2件）の、従事者の割合を〈全体〉で見ると、「1割未満」が60.0%（3件）、「3割以上、5割未満」と「5割以上」がともに20.0%（1件）となっている。

8. 従事者の労働意欲向上への効果（問7）

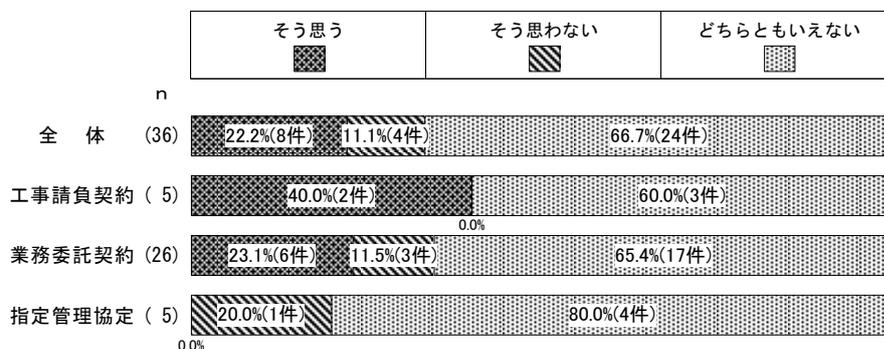
問7 公契約条例は、従事者の労働意欲の向上に効果があったと思いますか。（○は1つ）



従事者の労働意欲向上への効果を〈全体〉で見ると、「そう思う」が11.1%（4件）、「そう思わない」が25.0%（9件）となっている。「どちらともいえない」は63.9%（23件）となっている。

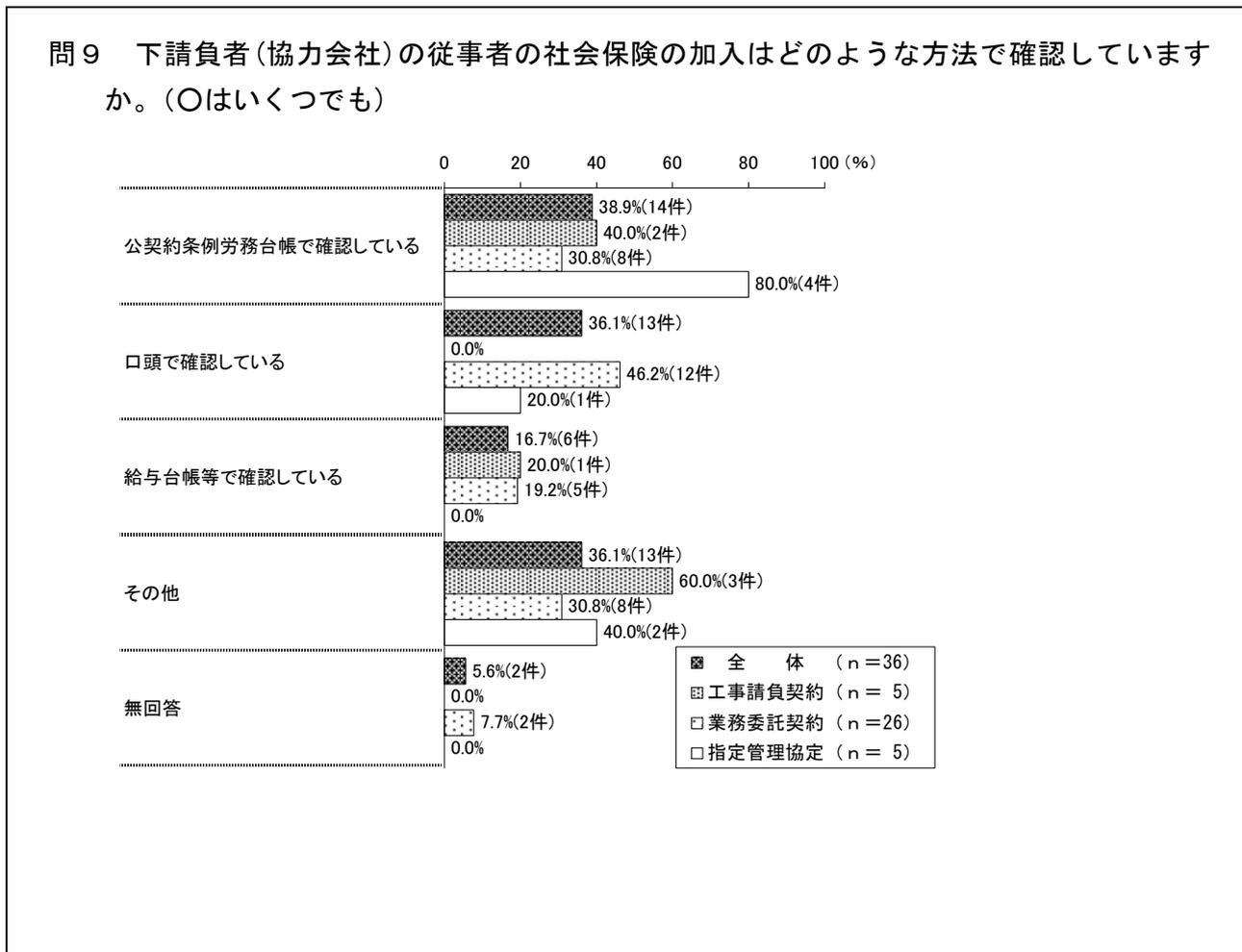
9. 従事者の生活安定への結び付き（問8）

問8 事業が公契約条例対象案件となったことで、今後、従事者の労働条件が改善し、従事者の生活安定に結び付くと思われますか。（○は1つ）



従事者の生活安定への結び付きを〈全体〉で見ると、「そう思う」が22.2%（8件）、「そう思わない」が11.1%（4件）となっている。「どちらともいえない」は66.7%（24件）となっている。

10. 下請負者の従事者の社会保険加入の確認方法（問9）



下請負者の従事者の社会保険加入の確認方法を〈全体〉で見ると、「公契約条例労務台帳で確認している」が38.9%（14件）で最も高く、次いで「口頭で確認している」が36.1%（13件）、「給与台帳等で確認している」が16.7%（6件）の順となっている。

また、「その他」への回答として、〈工事請負契約〉では「労務安全に関する提出書類」（計3件）があげられている。

〈業務委託契約〉では「下請負者なし」（計8件）があげられている。

〈指定管理協定〉では「口頭で加入要請」、「従事者全員の各雇用先へ確認している」があげられている。

11. 一人親方となっている従事者の社会保険加入の必要の有無の確認方法

(工事請負契約：問10)

(工事請負契約：問10)

一人親方となっている従事者の社会保険の加入の必要の有無はどのような方法で確認していますか。(ご自由にご記載ください。)

工事請負契約の受注者5者から回答があった。

- 加入証明書の写しを提示してもらっています。
- 契約の際、安全書類の記入とそれに伴い、保険証等の写しを提出義務化している。
- 労務安全に関する提出書類により確認している。一人親方の従事者に、社会保険の加入の指導をしている。
- 労務安全に関する提出書類。
- 加入証明書類の確認。

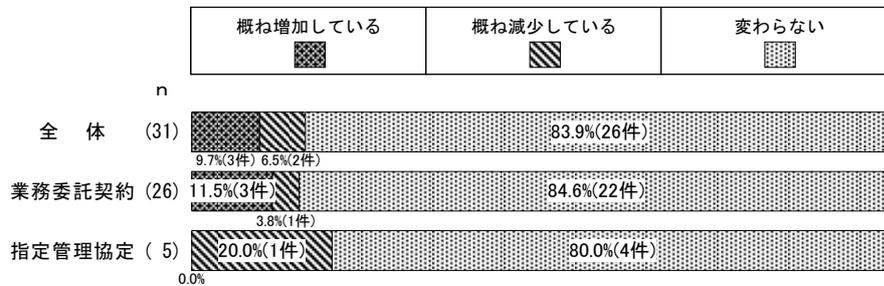
12. 適用案件に従事する従事者の人数・構成（業務委託契約及び指定管理協定：問10）

（業務委託契約及び指定管理協定：問10）

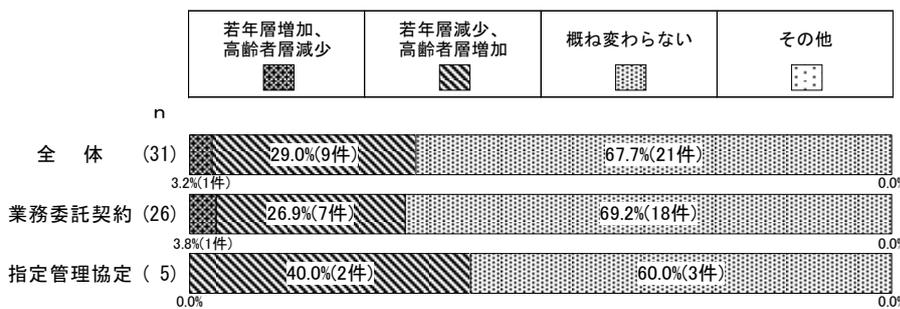
適用案件に従事する従事者の人数や構成は、平成30年度と比較して変動していますか。

（それぞれ〇は1つ）

① 従事者の人数



② 従事者の構成



適用案件に従事する従事者の人数を〈全体〉で見ると、「概ね増加している」が9.7%（3件）、「概ね減少している」が6.5%（2件）、「変わらない」が83.9%（26件）となっている。

また、従事者の構成を〈全体〉で見ると、「若年層増加、高齢者層減少」が3.2%（1件）、「若年層減少、高齢者層増加」が29.0%（9件）、「概ね変わらない」が67.7%（21件）となっている。

13. 千代田区公契約条例についての意見・要望（問11）

問11 その他、千代田区公契約条例についてご意見・ご要望等ございましたら、ご自由にご記載ください。

工事請負契約の受注者1者、業務委託契約の受注者2者、指定管理協定の受託者1者から回答があった。

〈工事請負契約〉

- もう少し簡略化されればよいと思います。

〈業務委託契約〉

- 区との委託契約で、そもそも最低賃金を下回る人件費で専門職を配置できない状況（条件）であることを踏まえてご対応願いたい。つまり不要と考えます。
- いつもお世話になりありがとうございます。

〈指定管理協定〉

- 介護保険事業を中心に事業展開をしており、社会福祉法人として相当の業務を行い、行政監査なども定期的に受けており、更に各種の対応となると事務員配置など財政負担も多くなる。

14. 賃金実態

(1) 工事請負契約 平成28年度契約分 ※令和元年8月現在

No.	職種	従事者数 (人)	H28 設計労務 単価(A)	最低		最高		平均	
				時給(B)	(B)/(A)	時給(C)	(C)/(A)	時給(D)	(D)/(A)
1	特殊作業員	0	2,838	0	0%	0	0%	0	0%
2	普通作業員	7	2,475	2,300	93%	2,855	115%	2,578	104%
3	軽作業員	0	1,775	0	0%	0	0%	0	0%
4	造園工	0	2,488	0	0%	0	0%	0	0%
5	法面工	0	3,163	0	0%	0	0%	0	0%
6	とび工	0	3,188	0	0%	0	0%	0	0%
7	石工	8	3,050	2,973	97%	3,429	112%	3,201	105%
8	ブロック工	0	2,813	0	0%	0	0%	0	0%
9	電工	0	2,913	0	0%	0	0%	0	0%
10	鉄筋工	0	3,213	0	0%	0	0%	0	0%
11	鉄骨工	0	3,000	0	0%	0	0%	0	0%
12	塗装工	0	3,288	0	0%	0	0%	0	0%
13	溶接工	0	3,525	0	0%	0	0%	0	0%
14	運転手(特殊)	2	2,788	2,590	93%	2,595	93%	2,593	93%
15	運転手(一般)	0	2,313	0	0%	0	0%	0	0%
16	潜かん工	0	3,500	0	0%	0	0%	0	0%
17	潜かん世話役	0	4,138	0	0%	0	0%	0	0%
18	さく岩工	0	3,313	0	0%	0	0%	0	0%
19	橋りょう特殊工	0	3,500	0	0%	0	0%	0	0%
20	橋りょう塗装工	0	3,638	0	0%	0	0%	0	0%
21	橋りょう世話役	0	4,000	0	0%	0	0%	0	0%
22	土木一般世話役	1	2,875	2,680	93%	2,680	93%	2,680	93%
23	高級船員	1	3,413	3,542	104%	3,542	104%	3,542	104%
24	普通船員	0	2,688	0	0%	0	0%	0	0%
25	潜水士	0	4,775	0	0%	0	0%	0	0%
26	潜水連絡員	0	3,288	0	0%	0	0%	0	0%
27	潜水送気員	0	3,263	0	0%	0	0%	0	0%
28	型わく工	0	3,038	0	0%	0	0%	0	0%
29	大工	0	2,988	0	0%	0	0%	0	0%
30	左官	0	3,225	0	0%	0	0%	0	0%
31	配管工	0	2,563	0	0%	0	0%	0	0%
32	はつり工	0	2,925	0	0%	0	0%	0	0%
33	防水工	0	3,488	0	0%	0	0%	0	0%
34	板金工	0	3,238	0	0%	0	0%	0	0%
35	タイル工	0	2,650	0	0%	0	0%	0	0%
36	サッシ工	0	2,988	0	0%	0	0%	0	0%
37	内装工	0	3,225	0	0%	0	0%	0	0%
38	ガラス工	0	2,900	0	0%	0	0%	0	0%
39	建具工	0	2,838	0	0%	0	0%	0	0%
40	ダクト工	0	2,538	0	0%	0	0%	0	0%
41	保温工	0	2,575	0	0%	0	0%	0	0%
42	建築ブロック工	0	2,738	0	0%	0	0%	0	0%
43	設備機械工	0	2,613	0	0%	0	0%	0	0%
44	交通誘導警備員A	4	1,700	1,769	104%	1,899	112%	1,834	108%
45	交通誘導警備員B	6	1,463	1,343	92%	1,609	110%	1,476	101%

(2) 工事請負契約 平成29年度契約分 ※令和元年8月現在

No.	職種	従事者数 (人)	H29 設計労務 単価(A)	最低		最高		平均	
				時給(B)	(B)/(A)	時給(C)	(C)/(A)	時給(D)	(D)/(A)
1	特殊作業員	0	2,825	0	0%	0	0%	0	0%
2	普通作業員	0	2,463	0	0%	0	0%	0	0%
3	軽作業員	0	1,763	0	0%	0	0%	0	0%
4	造園工	0	2,513	0	0%	0	0%	0	0%
5	法面工	0	3,213	0	0%	0	0%	0	0%
6	とび工	0	3,238	0	0%	0	0%	0	0%
7	石工	0	3,225	0	0%	0	0%	0	0%
8	ブロック工	0	2,988	0	0%	0	0%	0	0%
9	電工	2	2,988	3,300	110%	3,500	117%	3,400	114%
10	鉄筋工	0	3,263	0	0%	0	0%	0	0%
11	鉄骨工	0	3,050	0	0%	0	0%	0	0%
12	塗装工	0	3,350	0	0%	0	0%	0	0%
13	溶接工	0	3,588	0	0%	0	0%	0	0%
14	運転手(特殊)	0	2,775	0	0%	0	0%	0	0%
15	運転手(一般)	0	2,300	0	0%	0	0%	0	0%
16	潜かん工	0	3,563	0	0%	0	0%	0	0%
17	潜かん世話役	0	4,213	0	0%	0	0%	0	0%
18	さく岩工	0	3,375	0	0%	0	0%	0	0%
19	橋りょう特殊工	0	3,563	0	0%	0	0%	0	0%
20	橋りょう塗装工	5	3,700	0	0%	3,625	98%	3,625	98%
21	橋りょう世話役	0	4,075	0	0%	0	0%	0	0%
22	土木一般世話役	0	2,913	0	0%	0	0%	0	0%
23	高級船員	0	3,450	0	0%	0	0%	0	0%
24	普通船員	0	2,725	0	0%	0	0%	0	0%
25	潜水士	0	4,863	0	0%	0	0%	0	0%
26	潜水連絡員	0	3,350	0	0%	0	0%	0	0%
27	潜水送気員	0	3,325	0	0%	0	0%	0	0%
28	型わく工	0	3,088	0	0%	0	0%	0	0%
29	大工	0	3,038	0	0%	0	0%	0	0%
30	左官	0	3,275	0	0%	0	0%	0	0%
31	配管工	0	2,613	0	0%	0	0%	0	0%
32	はつり工	0	2,975	0	0%	0	0%	0	0%
33	防水工	0	3,550	0	0%	0	0%	0	0%
34	板金工	0	3,300	0	0%	0	0%	0	0%
35	タイル工	0	2,700	0	0%	0	0%	0	0%
36	サッシ工	0	3,038	0	0%	0	0%	0	0%
37	内装工	0	3,275	0	0%	0	0%	0	0%
38	ガラス工	0	2,950	0	0%	0	0%	0	0%
39	建具工	0	2,888	0	0%	0	0%	0	0%
40	ダクト工	0	2,588	0	0%	0	0%	0	0%
41	保温工	0	2,625	0	0%	0	0%	0	0%
42	建築ブロック工	0	2,788	0	0%	0	0%	0	0%
43	設備機械工	0	2,663	0	0%	0	0%	0	0%
44	交通誘導警備員A	0	1,738	0	0%	0	0%	0	0%
45	交通誘導警備員B	3	1,500	1,507	100%	1,935	129%	1,721	115%

※「橋りょう塗装工」に回答した受注者は1者であるが、この1者は従業者数と最高時給、平均時給に回答があつて、最低時給が無回答である。

(3) 工事請負契約 平成30年度契約分 ※令和元年8月現在

No.	職種	従事者数 (人)	H30 設計労務 単価(A)	最低		最高		平均	
				時給(B)	(B)/(A)	時給(C)	(C)/(A)	時給(D)	(D)/(A)
1	特殊作業員	0	2,900	0	0%	0	0%	0	0%
2	普通作業員	2	2,525	2,172	86%	2,459	97%	2,412	96%
3	軽作業員	1	1,813	1,560	86%	1,844	102%	1,844	102%
4	造園工	5	2,600	2,300	88%	2,500	96%	2,380	92%
5	法面工	0	3,275	0	0%	0	0%	0	0%
6	とび工	0	3,300	0	0%	0	0%	0	0%
7	石工	4	3,350	2,900	87%	3,000	90%	2,925	87%
8	ブロック工	0	3,100	0	0%	0	0%	0	0%
9	電工	3	3,025	2,700	89%	2,900	96%	2,766	91%
10	鉄筋工	0	3,325	0	0%	0	0%	0	0%
11	鉄骨工	0	3,100	0	0%	0	0%	0	0%
12	塗装工	0	3,413	0	0%	0	0%	0	0%
13	溶接工	0	3,650	0	0%	0	0%	0	0%
14	運転手(特殊)	0	2,850	0	0%	0	0%	0	0%
15	運転手(一般)	0	2,363	0	0%	0	0%	0	0%
16	潜かん工	0	3,625	0	0%	0	0%	0	0%
17	潜かん世話役	0	4,288	0	0%	0	0%	0	0%
18	さく岩工	0	3,438	0	0%	0	0%	0	0%
19	橋りょう特殊工	0	3,625	0	0%	0	0%	0	0%
20	橋りょう塗装工	0	3,763	0	0%	0	0%	0	0%
21	橋りょう世話役	0	4,150	0	0%	0	0%	0	0%
22	土木一般世話役	0	3,025	0	0%	0	0%	0	0%
23	高級船員	0	3,575	0	0%	0	0%	0	0%
24	普通船員	0	2,825	0	0%	0	0%	0	0%
25	潜水士	0	4,950	0	0%	0	0%	0	0%
26	潜水連絡員	0	3,413	0	0%	0	0%	0	0%
27	潜水送気員	0	3,388	0	0%	0	0%	0	0%
28	型わく工	1	3,138	2,800	89%	0	0%	2,800	89%
29	大工	0	3,088	0	0%	0	0%	0	0%
30	左官	0	3,338	0	0%	0	0%	0	0%
31	配管工	0	2,713	0	0%	0	0%	0	0%
32	はつり工	0	3,025	0	0%	0	0%	0	0%
33	防水工	0	3,613	0	0%	0	0%	0	0%
34	板金工	0	3,363	0	0%	0	0%	0	0%
35	タイル工	0	2,763	0	0%	0	0%	0	0%
36	サッシ工	0	3,088	0	0%	0	0%	0	0%
37	内装工	0	3,338	0	0%	0	0%	0	0%
38	ガラス工	0	3,000	0	0%	0	0%	0	0%
39	建具工	0	2,938	0	0%	0	0%	0	0%
40	ダクト工	0	2,650	0	0%	0	0%	0	0%
41	保温工	0	2,688	0	0%	0	0%	0	0%
42	建築ブロック工	0	2,850	0	0%	0	0%	0	0%
43	設備機械工	0	2,725	0	0%	0	0%	0	0%
44	交通誘導警備員A	1	1,775	1,600	90%	0	0%	1,600	90%
45	交通誘導警備員B	2	1,538	1,400	91%	0	0%	1,400	91%

※「型わく工」、「交通誘導警備員A」、「交通誘導警備員B」に回答した受注者はそれぞれ1者であるが、この1者は従業者数と最低時給、平均時給に回答があって、最高時給が無回答である。

(4) 工事請負契約 令和元年度契約分 ※令和元年8月現在

No.	職種	従事者数 (人)	R元 設計労務 単価(A)	最低		最高		平均	
				時給(B)	(B)/(A)	時給(C)	(C)/(A)	時給(D)	(D)/(A)
1	特殊作業員	0	3,025	0	0%	0	0%	0	0%
2	普通作業員	0	2,638	0	0%	0	0%	0	0%
3	軽作業員	0	1,888	0	0%	0	0%	0	0%
4	造園工	0	2,650	0	0%	0	0%	0	0%
5	法面工	0	3,350	0	0%	0	0%	0	0%
6	とび工	0	3,375	0	0%	0	0%	0	0%
7	石工	0	3,413	0	0%	0	0%	0	0%
8	ブロック工	0	3,163	0	0%	0	0%	0	0%
9	電工	0	3,188	0	0%	0	0%	0	0%
10	鉄筋工	0	3,400	0	0%	0	0%	0	0%
11	鉄骨工	0	3,175	0	0%	0	0%	0	0%
12	塗装工	0	3,488	0	0%	0	0%	0	0%
13	溶接工	0	3,738	0	0%	0	0%	0	0%
14	運転手(特殊)	0	2,975	0	0%	0	0%	0	0%
15	運転手(一般)	0	2,463	0	0%	0	0%	0	0%
16	潜かん工	0	3,713	0	0%	0	0%	0	0%
17	潜かん世話役	0	4,388	0	0%	0	0%	0	0%
18	さく岩工	0	3,700	0	0%	0	0%	0	0%
19	橋りょう特殊工	0	3,713	0	0%	0	0%	0	0%
20	橋りょう塗装工	0	3,850	0	0%	0	0%	0	0%
21	橋りょう世話役	0	4,250	0	0%	0	0%	0	0%
22	土木一般世話役	0	3,075	0	0%	0	0%	0	0%
23	高級船員	0	3,638	0	0%	0	0%	0	0%
24	普通船員	0	2,875	0	0%	0	0%	0	0%
25	潜水士	0	5,063	0	0%	0	0%	0	0%
26	潜水連絡員	0	3,488	0	0%	0	0%	0	0%
27	潜水送気員	0	3,463	0	0%	0	0%	0	0%
28	型わく工	0	3,213	0	0%	0	0%	0	0%
29	大工	0	3,163	0	0%	0	0%	0	0%
30	左官	0	3,413	0	0%	0	0%	0	0%
31	配管工	0	2,863	0	0%	0	0%	0	0%
32	はつり工	0	3,100	0	0%	0	0%	0	0%
33	防水工	0	3,700	0	0%	0	0%	0	0%
34	板金工	0	3,438	0	0%	0	0%	0	0%
35	タイル工	0	2,850	0	0%	0	0%	0	0%
36	サッシ工	0	3,163	0	0%	0	0%	0	0%
37	内装工	0	3,413	0	0%	0	0%	0	0%
38	ガラス工	0	3,075	0	0%	0	0%	0	0%
39	建具工	0	3,038	0	0%	0	0%	0	0%
40	ダクト工	0	2,788	0	0%	0	0%	0	0%
41	保温工	0	2,825	0	0%	0	0%	0	0%
42	建築ブロック工	0	2,925	0	0%	0	0%	0	0%
43	設備機械工	0	2,875	0	0%	0	0%	0	0%
44	交通誘導警備員A	0	1,900	0	0%	0	0%	0	0%
45	交通誘導警備員B	0	1,650	0	0%	0	0%	0	0%

(5) 業務委託契約 ※令和元年8月現在

業務の区分	職種	従事者数 (人)	R元 賃金 下限額(A)	最低		最高		平均	
				時給(B)	(B)/(A)	時給(C)	(C)/(A)	時給(D)	(D)/(A)
(1)施設管理業務	設備点検保守	17	1,762	1,250	71%	1,800	102%	1,667.2	95%
	警備員	22	1,305	1,000	77%	2,500	192%	1,421.3	109%
	清掃員	25	1,094	1,094	100%	1,618	148%	1,181.0	108%
	受付	22	1,077	1,000	93%	1,200	111%	1,088.5	101%
	その他	60	1,077	1,042	97%	3,387	314%	1,266.6	118%
(2)給食調理業務	給食調理	25	1,077	1,050	97%	1,803	167%	1,232.0	114%
	給食調理	3	1,077	1,150	107%	1,150	107%	1,150.0	107%
	その他	0	1,077	0	0%	0	0%	0.0	0%
(3)清掃業務 (公園等清掃・ 緑地帯維持管理)	清掃員	39	1,094	1,094	100%	1,500	137%	1,111.0	102%
	作業員	261	1,077	1,077	100%	2,192	204%	1,483.3	138%
	その他	0	1,077	0	0%	0	0%	0.0	0%
(4)廃棄物、資源等 回収業務	作業員	9	1,077	1,524	142%	0	0%	0.0	0%
	運転手	13	1,077	2,194	204%	0	0%	1,225.0	114%
	その他	0	1,077	0	0%	0	0%	0.0	0%
(5)窓口、管理業務	窓口、管理業務	15	1,077	1,077	100%	1,688	157%	1,243.5	115%
	その他	32	1,077	1,100	102%	3,125	290%	1,734.0	161%

※(1)施設管理業務の「設備点検保守」と「清掃員」に回答した受注者はそれぞれ5者であるが、最高時給は4者のみの回答である。

※(1)施設管理業務の「警備員」と「受付」に回答した受注者はそれぞれ4者であるが、最高時給は3者のみの回答である。

※(1)施設管理業務の「その他」に回答した受注者は9者であるが、最高時給は7者、平均時給は8者のみの回答である。

※(3)清掃業務の「清掃員」に回答した受注者は3者であるが、最高時給は2者、平均時給は1者のみの回答である。

※(3)清掃業務の「作業員」に回答した受注者は5者であるが、最低時給・最高時給・平均時給は3者のみの回答である。

※(4)廃棄物、資源等回収業務の「作業員」に回答した受注者は1者であるが、最高時給と平均時給は無回答である。

※(4)廃棄物、資源等回収業務の「運転手」に回答した受注者は2者であるが、最低時給と平均時給は1者のみの回答で、最高時給は無回答である。

※(5)窓口、管理業務の「窓口、管理業務」に回答した受注者は3者であるが、最高時給と平均時給は2者のみの回答である。

(6) 指定管理協定 ※令和元年8月現在

業務の区分	職種	従事者数 (人)	R元 賃金 下限額(A)	最低		最高		平均	
				時給(B)	(B)/(A)	時給(C)	(C)/(A)	時給(D)	(D)/(A)
(1)施設管理業務等 (窓口・清掃・ 廃棄物処理を含む)	設備点検保守	12	1,762	941	53%	3,111	177%	1,640.0	93%
	警備員	24	1,305	941	72%	1,246	95%	1,034.5	79%
	清掃員	31	1,094	941	86%	1,146	105%	1,036.7	95%
	受付	61	1,077	1,010	94%	1,247	116%	1,084.5	101%
	作業員	0	1,077	0	0%	0	0%	0.0	0%
	運転手	0	1,077	0	0%	0	0%	0.0	0%
	窓口、管理業務	167	1,077	941	87%	2,682	249%	1,697.7	158%
	その他	27	1,077	1,077	100%	2,138	199%	1,683.0	156%
(2)介護業務 (支援員等を含む)	生活相談員	9	1,077	1,771	164%	2,248	209%	1,912.0	178%
	看護師	22	1,447	1,232	85%	2,719	188%	1,899.3	131%
	保健師	0	1,447	0	0%	0	0%	0.0	0%
	介護職員	74	1,085	1,100	101%	2,217	204%	1,608.5	148%
	機能訓練指導員等	4	1,077	1,375	128%	1,667	155%	1,821.0	169%
(3)専門業務	管理栄養士	2	1,407	2,081	148%	2,112	150%	2,096.0	149%
	栄養士	1	1,407	2,224	158%	2,224	158%	2,224.0	158%

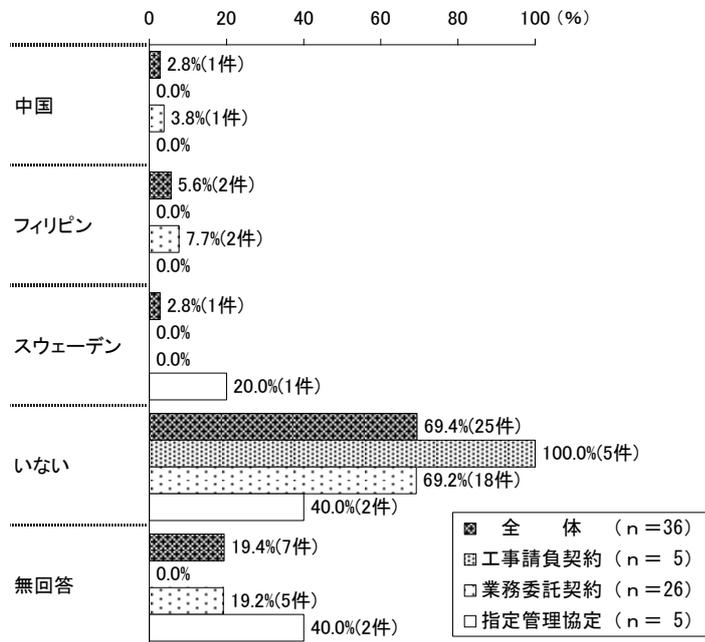
※(1)施設管理業務等の「設備点検保守」に回答した受託者は3者であるが、最低時給と最高時給は2者のみの回答である。

※(2)介護業務の「機能訓練指導員等」に回答した受託者は3者であるが、最低時給と最高時給は2者のみの回答である。

15. 業務従事者の国籍

問 業務従事者の国籍を記入してください。

(該当するものに○をつけ国籍を記入してください)



業務従事者の国籍を〈全体〉で見ると、「フィリピン」が5.6%（2件）、「中国」と「スウェーデン」がともに2.8%（1件）となっており、「いない」は69.4%（25件）となっている。

Ⅲ 使用した調査票

1. 工事請負契約

問1 公契約条例が適用される従事者等の範囲や賃金下限額など、従事者等へ周知すべき事項について、どのような手法で周知しましたか。(〇はいくつでも)

- | |
|----------------------|
| 1 事業所や現場に掲示することで周知した |
| 2 各従事者に個別に書面で周知した |
| 3 口頭により説明し、周知した |
| 4 その他(具体的に) |

問2 公契約条例の周知にあたって周知カード(別紙見本・区が作成して受注者へ送付。従事者受領時、別紙確認書への署名)による周知方法を導入していますが、これはポスターやチラシに比べて事務の負担はどの程度ですか。(〇は1つ)

- | | | |
|------------|--------|---------|
| 1 あまり変わらない | 2 やや負担 | 3 かなり負担 |
|------------|--------|---------|

問3 従事者等から、公契約条例に関すること(賃金・従事者の範囲等)で相談や問い合わせを受けたことがありましたか。(〇は1つ)

- | | |
|--------|-------|
| 1 なかった | 2 あった |
|--------|-------|

「2 あった」とお答えの方は、具体的に内容を記載してください。

問4 公契約条例が適用され、労務台帳等の作成などの事務は負担になっていますか。(〇は1つ)

- | | | |
|------------|--------|---------|
| 1 あまり変わらない | 2 やや負担 | 3 かなり負担 |
|------------|--------|---------|

問5 令和2年度から労務台帳の全員分の作成を毎月から四半期毎に軽減する予定ですが、それに加えて、さらなる事務負担の軽減のためにどのような方法が適当ですか。(〇はいくつでも)

労務台帳作成については、これ

- | | | |
|--------------|--------------|-------|
| 1 労務台帳作成月の削減 | 3 給与台帳等による代替 | 5 その他 |
| 2 労務台帳提出回数削減 | 4 周知方法の簡略化 | () |

問6 公契約条例の適用を受け、賃金下限額を下回らないように賃金を上げた従事者はいましたか。(〇は1つ)

- | | | |
|------|--------|-------|
| 1 いた | → 6-1へ | 2 いない |
|------|--------|-------|

(問6で「1 いた」とお答えの方に)

問6-1 賃金を上げた従事者がいた場合、全体の従事者の何割に相当しますか。(○は1つ)

- | | |
|-------------|-------------|
| 1 1割未満 | 3 3割以上、5割未満 |
| 2 1割以上、3割未満 | 4 5割以上 |

問7 公契約条例は、従事者の労働意欲の向上に効果があったと思いますか。(○は1つ)

- | | | |
|--------|----------|-------------|
| 1 そう思う | 2 そう思わない | 3 どちらともいえない |
|--------|----------|-------------|

問8 事業が公契約条例対象案件となったことで、今後、従事者の労働条件が改善し、従事者の生活安定に結び付くと思われませんか。(○は1つ)

- | | | |
|--------|----------|-------------|
| 1 そう思う | 2 そう思わない | 3 どちらともいえない |
|--------|----------|-------------|

問9 下請負者(協力会社)の従事者の社会保険の加入はどのような方法で確認していますか。
(○はいくつでも)

- | |
|--------------------|
| 1 公契約条例労務台帳で確認している |
| 2 口頭で確認している |
| 3 給与台帳等で確認している |
| 4 その他(具体的に) |

問10 一人親方となっている従事者の社会保険の加入の必要の有無はどのような方法で確認していますか。(ご自由にご記載ください。)

--

問11 その他、千代田区公契約条例に関してご意見・ご要望等ございましたら、ご自由にご記載ください。

--

ご協力ありがとうございました。

賃金実態等に関する設問(工事請負契約)

1. 下記の表中に該当する従事者の人数、時給を記入してください。

※下請負者を含む全ての従事者の令和元年8月時点のデータを記入してください。

No.	職種	従事者数 (人)	時給(円)		
			最低	最高	平均
1	特殊作業員				
2	普通作業員				
3	軽作業員				
4	造園工				
5	法面工				
6	とび工				
7	石工				
8	ブロック工				
9	電工				
10	鉄筋工				
11	鉄骨工				
12	塗装工				
13	溶接工				
14	運転手(特殊)				
15	運転手(一般)				
16	潜かん工				
17	潜かん世話役				
18	さく岩工				
19	橋りょう特殊工				
20	橋りょう塗装工				
21	橋りょう世話役				
22	土木一般世話役				
23	高級船員				
24	普通船員				
25	潜水士				
26	潜水連絡員				
27	潜水送気員				

2. 業務委託契約

問1 公契約条例が適用される従事者等の範囲や賃金下限額など、従事者等へ周知すべき事項について、どのような手法で周知しましたか。(〇はいくつでも)

- | |
|----------------------|
| 1 事業所や現場に掲示することで周知した |
| 2 各従事者に個別に書面で周知した |
| 3 口頭により説明し、周知した |
| 4 その他(具体的に) |

問2 公契約条例の周知にあたって周知カード(別紙見本・区が作成して受注者へ送付。従事者受領時、別紙確認書への署名)による周知方法を導入していますが、これはポスターやチラシに比べて事務の負担はどの程度ですか。(〇は1つ)

- | | | |
|------------|--------|---------|
| 1 あまり変わらない | 2 やや負担 | 3 かなり負担 |
|------------|--------|---------|

問3 従事者等から、公契約条例に関すること(賃金・従事者の範囲等)で相談や問い合わせを受けたことがありましたか。(〇は1つ)

- | | |
|--------|-------|
| 1 なかった | 2 あった |
|--------|-------|

「2 あった」とお答えの方は、具体的に内容を記載してください。

問4 公契約条例が適用され、労務台帳等の作成などの事務は負担になっていますか。(〇は1つ)

- | | | |
|------------|--------|---------|
| 1 あまり変わらない | 2 やや負担 | 3 かなり負担 |
|------------|--------|---------|

問5 令和2年度から労務台帳の全員分の作成を毎月から四半期毎に軽減する予定ですが、それに加えて、さらなる事務負担の軽減のためにどのような方法が適当ですか。(〇はいくつでも)

労務台帳作成については、これ

- | | | |
|--------------|--------------|-------|
| 1 労務台帳作成月の削減 | 3 給与台帳等による代替 | 5 その他 |
| 2 労務台帳提出回数削減 | 4 周知方法の簡略化 | () |

問6 公契約条例の適用を受け、賃金下限額を下回らないように賃金を上げた従事者はいましたか。(〇は1つ)

- | | | |
|------|--------|-------|
| 1 いた | → 6-1へ | 2 いない |
|------|--------|-------|

(問6で「1 いた」とお答えの方に)

問6-1 賃金を上げた従事者がいた場合、全体の従事者の何割に相当しますか。(〇は1つ)

- | | |
|-------------|-------------|
| 1 1割未満 | 3 3割以上、5割未満 |
| 2 1割以上、3割未満 | 4 5割以上 |

問7 公契約条例は、従事者の労働意欲の向上に効果があったと思いますか。(〇は1つ)

- | | | |
|--------|----------|-------------|
| 1 そう思う | 2 そう思わない | 3 どちらともいえない |
|--------|----------|-------------|

問8 事業が公契約条例対象案件となったことで、今後、従事者の労働条件が改善し、従事者の生活安定に結び付くと思われませんか。(〇は1つ)

- | | | |
|--------|----------|-------------|
| 1 そう思う | 2 そう思わない | 3 どちらともいえない |
|--------|----------|-------------|

問9 下請負者(協力会社)の従事者の社会保険の加入はどのような方法で確認していますか。

(〇はいくつでも)

- | |
|--------------------|
| 1 公契約条例労務台帳で確認している |
| 2 口頭で確認している |
| 3 給与台帳等で確認している |
| 4 その他(具体的に) |

問10 適用案件に従事する従事者の人数や構成は、平成30年度と比較して変動していますか。

① 従事者の人数 (〇は1つ)

- | | | |
|------------|------------|---------|
| 1 概ね増加している | 2 概ね減少している | 3 変わらない |
|------------|------------|---------|

② 従事者の構成 (〇は1つ)

- | | |
|----------------|--------------|
| 1 若年層増加、高齢者層減少 | 3 概ね変わらない |
| 2 若年層減少、高齢者増加 | 4 その他(具体的に) |

問11 その他、千代田区公契約条例に関してご意見・ご要望等ございましたら、ご自由にご記載ください。

--

ご協力ありがとうございました。

3. 指定管理協定

問1 公契約条例が適用される従事者等の範囲や賃金下限額など、従事者等へ周知すべき事項について、どのような手法で周知しましたか。(〇はいくつでも)

- | |
|----------------------|
| 1 事業所や現場に掲示することで周知した |
| 2 各従事者に個別に書面で周知した |
| 3 口頭により説明し、周知した |
| 4 その他(具体的に) |

問2 公契約条例の周知にあたって周知カード(別紙見本・区が作成して受注者へ送付。従事者受領時、別紙確認書への署名)による周知方法を導入していますが、これはポスターやチラシに比べて事務の負担はどの程度ですか。(〇は1つ)

- | | | |
|------------|--------|---------|
| 1 あまり変わらない | 2 やや負担 | 3 かなり負担 |
|------------|--------|---------|

問3 従事者等から、公契約条例に関すること(賃金・従事者の範囲等)で相談や問い合わせを受けたことがありましたか。(〇は1つ)

- | | |
|--------|-------|
| 1 なかった | 2 あった |
|--------|-------|

「2 あった」とお答えの方は、具体的に内容を記載してください。

問4 公契約条例が適用され、労務台帳等の作成などの事務は負担になっていますか。(〇は1つ)

- | | | |
|------------|--------|---------|
| 1 あまり変わらない | 2 やや負担 | 3 かなり負担 |
|------------|--------|---------|

問5 令和2年度から労務台帳の全員分の作成を毎月から四半期毎に軽減する予定ですが、それに加えて、さらなる事務負担の軽減のためにどのような方法が適当ですか。(〇はいくつでも)

労務台帳作成については、これ

- | | | |
|--------------|--------------|-------|
| 1 労務台帳作成月の削減 | 3 給与台帳等による代替 | 5 その他 |
| 2 労務台帳提出回数削減 | 4 周知方法の簡略化 | () |

問6 公契約条例の適用を受け、賃金下限額を下回らないように賃金を上げた従事者はいましたか。(〇は1つ)

- | | | |
|------|--------|-------|
| 1 いた | → 6-1へ | 2 いない |
|------|--------|-------|

(問6で「1 いた」とお答えの方に)

問6-1 賃金を上げた従事者がいた場合、全体の従事者の何割に相当しますか。(○は1つ)

- | | |
|-------------|-------------|
| 1 1割未満 | 3 3割以上、5割未満 |
| 2 1割以上、3割未満 | 4 5割以上 |

問7 公契約条例は、従事者の労働意欲の向上に効果があったと思いますか。(○は1つ)

- | | | |
|--------|----------|-------------|
| 1 そう思う | 2 そう思わない | 3 どちらともいえない |
|--------|----------|-------------|

問8 事業が公契約条例対象案件となったことで、今後、従事者の労働条件が改善し、従事者の生活安定に結び付くと思われませんか。(○は1つ)

- | | | |
|--------|----------|-------------|
| 1 そう思う | 2 そう思わない | 3 どちらともいえない |
|--------|----------|-------------|

問9 下請負者(協力会社)の従事者の社会保険の加入はどのような方法で確認していますか。

(○はいくつでも)

- | |
|--------------------|
| 1 公契約条例労務台帳で確認している |
| 2 口頭で確認している |
| 3 給与台帳等で確認している |
| 4 その他(具体的に) |

問10 適用案件に従事する従事者の人数や構成は、平成30年度と比較して変動していますか。

② 従事者の人数 (○は1つ)

- | | | |
|------------|------------|---------|
| 1 概ね増加している | 2 概ね減少している | 3 変わらない |
|------------|------------|---------|

② 従事者の構成 (○は1つ)

- | | |
|----------------|--------------|
| 1 若年層増加、高齢者層減少 | 3 概ね変わらない |
| 2 若年層減少、高齢者増加 | 4 その他(具体的に) |

問11 その他、千代田区公契約条例に関してご意見・ご要望等ございましたら、ご自由にご記載ください。

--

ご協力ありがとうございました。

